

## 「燃費やASV技術についての明瞭な表示の考え方」の策定について

- 現在、メーカー各社においては、燃費性能や衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術の向上を図り、テレビや新聞、チラシ等の広告宣伝において、その性能が大きく訴求されています。
- こうした中、広告において燃費値のみを強調した表示が行われ、その数値が「公式テスト値（JC08モード）である旨」及び「定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる旨」が明瞭に表示されていないものや、衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術についても、その機能や効果を端的に表わすための用語（「ぶつからない」、「自動で停止」）や映像表現（自動でブレーキがかかり、障害物の直前で停止）等を用いた強調表示が行われる中、当該機能の内容やその作動条件等が明瞭になされていないことにより、いかなる場合も衝突事故等を回避することができるかのように誤解されるおそれのあるものが見受けられます。
- これらの広告宣伝については、消費者からも、「実際の燃費はカタログや広告に表示されている燃費の5割程度で、誇大広告ではないか」といった「公式テスト値と実燃費との乖離」を指摘する声や、「実際には衝突を回避できないケースがあるのに、いかなる場合も自動で回避できるかのような印象を与える」等の指摘が当協議会やJAROに寄せられています。
- こうしたことから、燃費やASV技術について一般消費者の理解促進を図るとともに、誤解を招くような表示が行われることのないよう、燃費やASV技術の性能・機能に関する明瞭な説明表示及び打消し表示について、考え方をより明確にした「燃費やASV技術についての明瞭な表示の考え方」（別紙）を策定いたしました。会員各社におかれましては、本考え方にに基づき、適正な表示に努められますようお願いいたします。

表示方法等の詳細につきましては、当協議会のホームページをご覧ください。

<http://www.aftc.or.jp/>

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

## <主なポイント>

### 1. 燃費についての明瞭な表示

#### 【表示事項】

- ①「公式テスト値（JC08モード燃料消費率、国土交通省審査値）又は公的第三者によるテスト値である旨」（以下、「公式テスト値である旨」）
- ②「定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる旨」（以下、「燃費に関する付記説明」）

#### 【表示方法等】※詳細は媒体毎に異なる

- ①表示箇所等  
燃費に関する表示に近接した箇所に一体として視認、認識できるよう表示
- ②文字の大きさ等  
8ポイント以上の大きさで表示（カタログ（Webを含む）の主要諸元欄を除く）
- ③強調表示との文字の大きさのバランス  
強調表示と同一、または著しく異ならない程度の大きさで表示（最低でも強調表示した文字の5分の1以上（最低8ポイント以上））
- ④文字間・行間の余白、背景の色との対照性  
文字間及び行間の余白を空け、背景の色とは対照的な色の組み合わせにする等、視認性を確保

### 2. ASV技術に関する表示を行う場合

#### 【表示事項】

ASV技術の機能や内容、機能が作動する条件及び作動しない条件等（以下、「ASVの機能内容、作動条件及び作動しない条件」）

#### 【表示方法等】※詳細は媒体毎に異なる

- ①表示箇所等  
ASV技術に関する表示に近接した箇所に一体として視認、認識できるよう表示
- ②文字の大きさ等  
8ポイント以上の大きさで表示。ただし、ASV技術に関する機能や効果を端的に表わすための用語や映像表現を用いて強調表示した場合、12ポイント以上で表示
- ③強調表示との文字の大きさのバランス  
強調表示と同一、または著しく異ならない程度の大きさで表示（最低でも強調表示した文字の5分の1（最低8ポイント）以上）。ただし、ASV技術に関する機能や効果を端的に表わすための用語や映像表現を用いて強調表示した場合は、最低でも強調表示した文字の3分の1（最低12ポイント）以上の大きさで表示
- ④文字間・行間の余白、背景の色との対照性  
文字間及び行間の余白を空け、背景の色とは対照的な色の組み合わせにする等、視認性を確保

## ◇ 燃費に関する表示例

### 【表示事項】

- ①公式テスト値（JC08モード燃料消費率、国土交通省審査値）又は公的第三者によるテスト値である旨
- ②定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法により異なる旨

掲載車の前提：スカーレットGグレード、CVTのみの設定、駆動は2WDと4WDの設定あり

### <燃費表示例1>

■新聞・チラシ広告の表示例（同一紙面に一車種・一グレードの燃費のみを掲載する例）

スカーレット G 2WD

JC08モード 燃料消費率 (国土交通省審査値) 22.6 km/L ※

※燃料消費率は定められた試験条件下での値です。お客様の使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて燃料消費率は異なります。

①公式テスト値である旨

②燃費に関する付記説明

■公式テスト値である旨及び燃費に関する付記説明は

- (1)燃費の表示の近接箇所に一体として視認できるように表示すること
- (2)最低でも8ポイント以上の大きさで表示すること
- (3)強調表示（燃費）と同一、または著しく異ならない程度の大きさで表示すること（最低でも、強調表示した文字の5分の1（最低8ポイント）以上）
- (4)文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保すること

### <燃費表示例2>

■新聞、チラシ広告の表示例（同一紙面に複数車種の燃費を掲載し、燃費の付記説明を一括表示する例）

○チラシ広告（B4サイズ以上の例）の場合

JC08モード 燃料消費率 (国土交通省審査値) 22.6 km/L ※

フェア開催！

< JC08モード 燃料消費率 > について  
※燃料消費率は定められた試験条件下での値です。お客様の使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて燃料消費率は異なります。

■複数車種の燃費を表示し、燃費に関する付記説明を一括表示する場合は、

- (1)燃費の表示に※を付ける等、燃費表示との関連が明確になるよう表示すること
- (2)燃費に関する付記説明は、広告スペースが5段以上又はB5サイズ以上の場合は10ポイント以上、10段以上B4サイズ以上の場合は12ポイント以上の大きさで表示すること
- (3)強調表示（燃費）と同一、または著しく異ならない程度の大きさで表示すること（最低でも、強調表示した文字の5分の1（最低8ポイント）以上）
- (4)文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保すること

## ◇ ASV 技術に関する表示例

【表示事項】 ASV 技術の機能や内容、機能が作動する条件及び作動しない条件等  
(ASV の機能内容、作動条件及び作動しない条件等)

### <ASV 表示例 1>

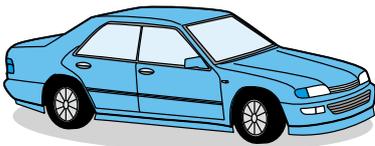
■新聞・チラシ広告・インターネット等の表示例

(ASV 技術の機能・効果を端的に表わす用語・映像表現を**用いない**場合)

ASV の機能内容、作動条件及び作動しない条件等

●●システム\*(衝突被害軽減ブレーキ)搭載!

.....



※●●●●ブレーキは、〇〇km/h 以下で前方の車両や障害物と衝突する可能性がある場合に作動し、自動的に停止又は減速することにより衝突回避・被害軽減を図ります。歩行者や小型の障害物には反応しません。路面状態や気象条件等によってはシステムが作動しない場合があります。システムだけに頼った運転はせず、安全運転を心がけて下さい。  
詳細は、Web 又は店頭でご確認下さい。

■ASV 技術に関する説明等は

- (1) ASV 技術に関する表示の近接箇所に**一体として視認できるよう表示**すること
- (2) 最低でも**8ポイント以上**の大きさで表示すること
- (3) 強調表示と同一、または著しく異なる程度の大きさで表示すること(最低でも、強調表示の**5分の1(最低8ポイント)以上**)
- (4) 文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保すること

### <ASV 表示例 2>

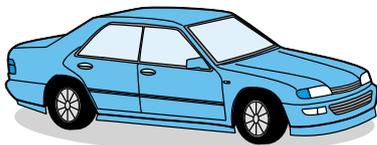
■新聞・チラシ広告・インターネット等の表示例

(ASV 技術の機能・効果を端的に表わす用語・映像表現を**用いる**場合)

新型 ●● は自動で止まる!

●● ブレーキ搭載!

.....



※●●●●ブレーキは、〇〇km/h 以下で前方の車両や障害物と衝突する可能性がある場合に作動し、自動的に停止又は減速することにより衝突回避・被害軽減を図ります。歩行者や小型の障害物には反応しません。路面状態や気象条件等によってはシステムが作動しない場合があります。システムだけに頼った運転はせず、安全運転を心がけて下さい。  
詳細は、Web 又は店頭でご確認下さい。

■ASV 技術に関する説明等は

- (1) ASV 技術に関する表示の近接箇所に**一体として視認できるよう表示**すること
- (2) 最低でも**12ポイント以上**の大きさで表示すること
- (3) 強調表示と同一、または著しく異なる程度の大きさで表示すること(最低でも、強調表示の**3分の1(最低12ポイント)以上**)
- (4) 文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保すること